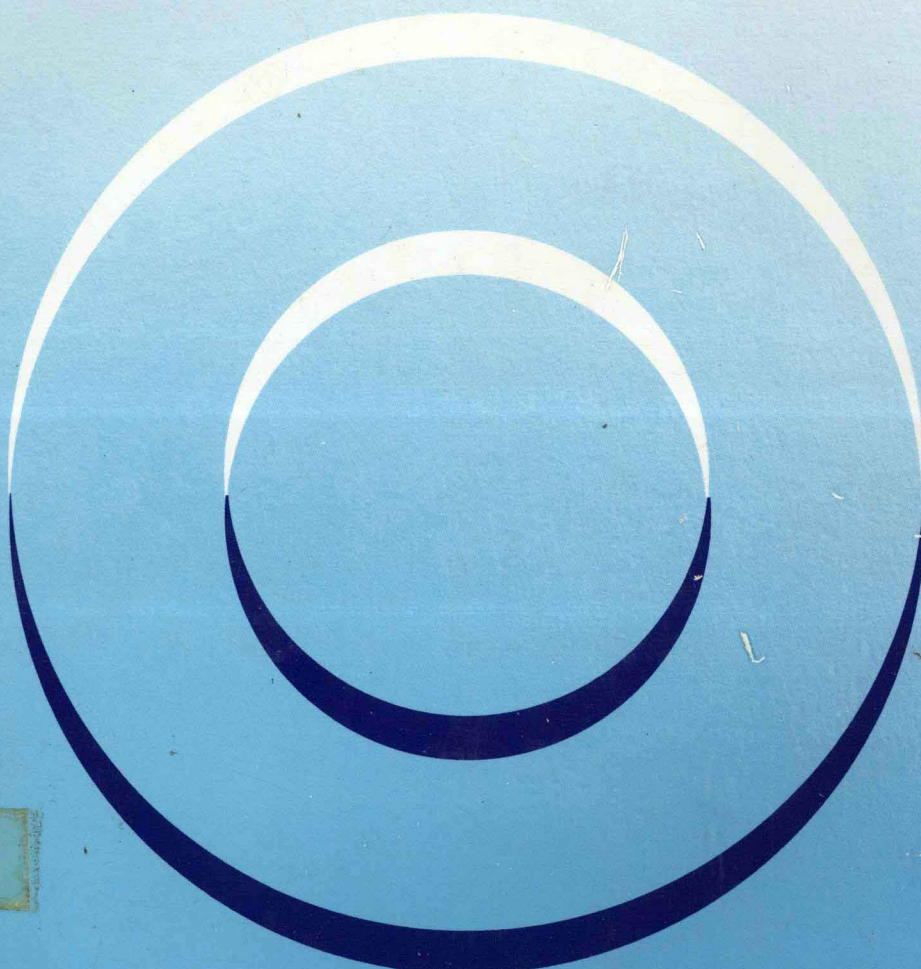


新銀行取引約定書と 貸付実務

堀内 仁 編
柴崎 純之介



社団法人 金融財政事情研究会

新銀行取引約定書と 貸付実務

堀内 仁 編
柴崎 純之介

新銀行取引約定書と貸付実務

昭和53年3月15日 第1刷発行

昭和53年4月15日 第2刷発行

編 者 堀 内 仁

柴 崎 純 之 介

検 印

発 行 者 奥 山 保

省 略

印 刷 奥村印刷株式会社

〒160 東京都新宿区南元町19

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企画制作 株式会社 金 融 財 政

TEL 03 (355) 1721~3

販 売 所 株式会社 キ ン ザ イ

TEL 03 (358) 0011(代)

落丁・乱丁はおとりかえします。
2032-00383-1409

定価2,700円

は し が き

銀行取引には、貸出取引のほかに、預金、為替などの取引があるが、銀行の経営とか銀行の収益力といった観点からみれば、優良な貸出先をより多く持つ銀行が、競争に打ち勝ち、成長する銀行であることは明らかなように思う。貸出先の選択という重要な問題は取引開始の約定をする以前の問題であり、銀行取引約定書の理解とは全く別の問題であるが、内容的には“貸出の基本約定書”であるものを、あえて“銀行取引約定書”と称するのは、他にも理由はあるけれども、貸出取引が即銀行取引である、という銀行の伝統的な考え方があったからだと思われる。

ご承知のとおり、全国銀行協会連合会（全銀協）では、昭和52年4月19日に、「銀行取引約定書ひな型」の改正を決定し公表するとともに、同年10月1日以降できるだけすみやかに、この改正ひな型を採用するよう、各銀行宛に通知している。全銀協における上述の改正に伴い、相互銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等の各金融団体においても、全銀協ひな型を参考にして、それぞれの約定書ひな型の改正を実施した。

全銀協の改正ひな型については、全銀協法規小委員会による詳細な解説書が『新銀行取引約定書ひな型の解説』（金融財政事情研究会発行）として、すでに刊行され好評をえている。この解説書は、ひな型の全条項についての逐条解説を柱にして、約定書に関する基本知識と改正の経緯を加え、さらに他金融機関の取引約定書等の必要資料を収録したもので、約定書そのものについての解説書となっている。

さて本書であるが、今回の『新銀行取引約定書と貸付実務』は、先のひな型解説書の続編であり、実務処理上の応用編である。そしてその構成は、銀行取引の具体的実務処理に実際に役立つことを狙いとして作成している。すなわち、①貸出取引の開始から管理回収に至るまでの取引の流れを体系的に整理し、ついで、②流れのひとつひとつについて、実務処理上起こりうる、あるいは考えられる問題や疑問をすべて採りあげてみたものである。あらゆる角度から

の問題を採りあげた結果、問題数は300問を超えることになった。あくまでも、実務から入って実務の疑問に答えるという一問一答の形式を採用している。

問題については、まず実務処理上の結論を簡潔に回答し、ついで、関係する銀行取引約定書の条文を引用しつつ、必要な手続を詳述するとともに、必要な範囲で法律、判例、学説等にもふれている。さらに、実務処理に際しての注意点が加えられている。いってみれば、毎日の貸出取引を通じて、銀行取引約定書の内容を理解し、身につけることができる本として作成したものである。

本書の執筆者は、別記のとおり全銀協の約定書ひな型改正作業を担当した法規小委員会メンバーの方々のほか、銀行、相互銀行、信用金庫の法規・審査・事務等各部門の第一線有識者および弁護士の方々であるが、回答についての責任は編者が負うものである。

貸出取引についての社会の眼は、時節柄いよいよ厳しさを増しつつある。金融機関の第一線に奉職する者にとっては、貸出取引に誤りなきを期するためにも、日常の実務の中で銀行取引約定書を理解することが必要であり、そのために本書が大いに活用され役立つことを、心から望んでいる。

おわりに、業務多忙の中をご執筆いただいた方々に深く感謝するとともに、本書の作成に尽力された金融財政事情研究会の手塚毅、片岡治の両氏にも厚き謝意を表する次第である。

昭和53年1月

第一勧業銀行調査部顧問 堀 内 仁
全国銀行協会連合会手形
信用部長（前業務部長） 柴 崎 純 之 介

●本書の執筆者●

明石 周夫 東京相互銀行
阿部 隆彦 弁護士
石井 眞司 第一勧業銀行
大野 勝彦 千葉銀行
甲斐 敏彦 第一勧業銀行
川田 悦男 三菱銀行
久保井一匡 弁護士
杉山 清次 第一勧業銀行
関口 靖夫 幸福相互銀行
田中 和夫 三和銀行
中 眞伸 日本興業銀行
橋詰 博臣 三井信託銀行
平田 眞一 北国銀行
古板悦二郎 富士銀行
松本 崇 三菱信託銀行
宮下 文秀 太陽神戸銀行
山口 輝久 太陽神戸銀行
吉村 康 三井銀行

朝比奈康夫 三菱銀行
安倍 俊夫 日本興業銀行
伊藤 芳雄 東海銀行
大平 正 協和銀行
加藤 浩康 東海銀行
川辺 常雄 足利銀行
近藤 寛 東洋信託銀行
鈴木 正和 協和銀行
関沢 正彦 弁護士
田ノ上純一 富士銀行
中西 正夫 住友銀行
秦 光昭 日本長期信用銀行
福田喜八郎 横浜銀行
古田 道生 日本興業銀行
峯崎 二郎 三菱銀行
箭原康二郎 北陸銀行
吉岡 正明 福徳相互銀行

阿部 宗悦 中央信託銀行
安藤 寛晴 日本興業銀行
大西 武士 東京都市銀行
小野 景義 中央信用金庫
金治 保 北海道拓殖銀行
北原 重信 三菱銀行
清水 恒雄 日本興業銀行
住田 立身 全銀協
高橋 進 朝日信用金庫
遠島 省三 常陽銀行
西尾 信一 住友銀行
林部 寛 東京リース
富士原 坦 東洋信託銀行
堀内 仁 第一勧業銀行
御室 龍 静岡銀行
山口 十蔵 日本興業銀行
吉原 省三 弁護士

(50音順)

銀行実務手続双書

● 好評 既 刊 ●

①保 証	債権保全の手段として広く利用されている「保証」に関するあらゆる問題点を、わかりやすい一問一答形式により、銀行実務に即して詳説 (堀内仁編)
②仮差押・仮登記仮処分	(1)仮差押をする場合、(2)預金や担保物件に仮差押を受けた場合、(3)仮登記仮処分を申請する場合、の三つのケースに分けて、実務を詳説 (堀内仁・梅田勝平編)
③相 殺《第2版》	イザというときの貸付金回収の手段として最も確実であり、しかも簡便である相殺に関する問題点のすべてを解明。逆相殺等を追加して改訂 (堀内仁・鈴木正和編)
④債 権 ・ 動 産 担 保	銀行取引で担保の目的となることの多い各種の債権・動産などについて、担保の取得・管理・実行にあたって注意すべき点や問題となる点を詳細に解説 (堀内仁編)
⑤特 殊 整 理 〈会社更生・破産等〉	貸出先が倒産し、破産、和議、会社更生などの法的整理や内整理と呼ばれる私的整理に入った場合の貸付金の保全回収策を徹底的に解明 (堀内仁・鈴木正和編)
⑥銀行取引の相手方	個人、企業、特殊法人、地方公共団体、外国人など多種多様にわたる銀行取引の相手方との間に起こるあらゆる問題点を解説 (堀内仁・岩田準平編)
⑦銀行窓口の事故《第2版》	各銀行で備えている実際の事務要領に即して、預金・為替・附随業務に関して起こる事故の予防策と事後処理方法を明快に示す (堀内仁・大西武士編)
⑧取引先の死亡と相続	預金者や貸付先など銀行の取引先が死亡した場合に起こるあらゆる相続問題について、その対応策を実務的にわかりやすく解明 (堀内仁・松本崇編)
⑨貸付窓口の事故・上	貸付の約定書など貸付一般にわたる事故および手形貸付・消費者ローンなどそれぞれの貸出制度に伴う事故の態様とその処理方法を明快に解説 (堀内仁・大西武士編)
⑩貸付窓口の事故・下	貸出先の変動、担保・保証の変動など、貸付金の管理・保全や担保・保証に関連して起こる事故の予防策と事後処理方法をわかりやすく解説 (堀内仁・大西武士編)
⑪不 動 産 担 保 ・ 上	抵当権・根拠当権の窓口での実務から登記手続までの問題を体系的にわかりやすく解説。上巻には、概説、目的物、設定手続、抵当物件の管理を収録 (嵯峨田泰助・小林憲一編)
⑫不 動 産 担 保 ・ 下	下巻には、抵当権・根拠当権の変更・処分・移転の手続、その消滅と実行、根拠当権の確定と確定後の処分、旧根拠当権の取扱いを収録 (嵯峨田泰助・小林憲一編)
⑬代 理 貸 付 〈公庫・事業団の貸付〉	各公庫・事業団ごとに、その融資申込みの受付から審査・貸付実行・貸付金管理・回収に至るまでの全実務をくわしく解説。貸付担当者のマニュアル (上野隆司監修)

新銀行窓口の法務対策1800講

第3版 全3巻

各巻＝A5判・上製箱入・3,500円

●監修

香川保一 法務省

味村治 内閣法制局

堀内仁 第一勧業銀行

上巻 担保編

中巻 貸出・管理・回収
保証・外為・その他編

下巻 預金・内国為替・手形交換
手形・小切手・付随業務編

- 銀行取引約定書の改正等を織込む待望の全訂版
- 最高の監修・執筆陣による完璧な内容
- ますます充実した金融法務の百科事典

ケース・スタディブックス

*窓口・渉外の基本知識

預金トラブル防止策 彦坂信次郎 編 河村 綱也

B6変型判・1,200円(千200円)

窓口・渉外の典型的な事故ケース80問を精選し、正確な実務処理と事故防止策のポイントを平易に解説。銀行の社会的責任が問われている今日、第一線の男子行員はもとより、女子行員にとっても必読の書。

*貸出業務の基本知識

貸出トラブル防止策 鈴木 正和 編 大西 武士

B6変型判・1,200円(千200円)

高度な判断能力を求められる貸出業務の事故ケース57問を精選し、それぞれに詳細な検討を加えながら、正確な実務処理と事故防止のポイントをやさしく説きほぐす。基本的な判断知識の養成にすぐ役立つ第一線貸付マン必読の書。

銀行実務百科

A5判・上製箱入
各巻 1,000ページ前後
定価各巻 6,000円

第I巻 預金編 第II巻 貸付編



〈編者〉 堀内 仁

(第一勧銀調査部顧問)

大西 武士

(東京都民銀行審査部長)

石井 真司

(第一勧銀参事)

鈴木 正和

(協和銀行審査第一部)

日々の疑問に答え

あなたの実務知識を充実強化!

■窓口で起こりやすい全問題を網羅

総数3200余問(第I巻・預金編=約1500問、第II巻・貸付編=約1700問)を収録。営業店で実際に生起するすべての問題点を一問一答の形式で網羅している。

■今日の実務に即座に役立つ

あくまでも実務上の疑問に実務的に答えることを主眼に執筆されており、ポイントをとらえた解説によって、実務処理を進めるうえでの指針をすみやかに打ち立てることができる。

■初級者でも容易に活用できる

金融機関の実務の流れに沿って体系的に問題を整理するとともに、むずかしい表現は避けてわかりやすい叙述につとめており、誰でもどこでも簡単に実務に応用することができる。

■綿密な編集と最高の執筆陣による完璧な内容

問題作成にあたっては、第一線担当者の意見を広く取り入れるなどきめ細かい段階を踏んだ。また、各金融機関のベテラン実務家がそれぞれ得意の項目を執筆し、ていねいな校閲を経ており、内容は完璧である。

販売⇒(株)キンザイ

目 次

第1章 銀行取引約定書一般をめぐる問題 1

- 1 銀行取引約定書の基本的な性格は何か。今回の改正点は何か
→総論..... 1
- 2 相互銀行取引約定書、信用金庫取引約定書、信用組合取引約定書、農協取引約定書は、銀行取引約定書と比較して、その内容はどうか。また今回の改正はどうか→総論..... 3
- 3 銀行取引約定書は与信取引に必要な約定内容を含んでいるか→総論 5
- 4 銀行取引約定書は差入形式をとっているが、貸付先が銀行取引約定書の内容を理解していなかった場合には、銀行取引約定書の効力は生じるか→総論..... 6
- 5 銀行取引約定書条項の解釈基準→総論..... 8

第2章 取引開始時における問題 11

第1節 一般事項 11

- 6 貸付をなすにあたり銀行取引約定書を徴求するのは、どんな取引か。また、それはなぜか→前文・第1条..... 11
- 7 銀行取引約定書の差入れを受けるにあたり、実務上注意すべき点は何か→総論..... 12
- 8 数年前に貸付金の回収が終わった取引先に対して貸付を復活する際に、かつて差入れを受け、返還していない銀行取引約定書をそのまま有効として使用してもよいか→総論..... 13

9	ある貸付先から「銀行取引約定書を一部訂正のうえ差し入れたい」旨の申出があった。どのように対処すべきか→総論	15
10	保証条項を銀行取引約定書に設けているのはなぜか。また別札で徴求してもさしつかえないか→保証条項	16
11	外国人（外国会社）から銀行取引約定書を徴する場合の留意点は何か→総論	17
12	銀行取引約定書を徴求しないと根抵当権は設定できないか→総論	18
第2節 適用範囲		20
13	適用範囲に含まれない取引にはどのようなものがあるか→第1条	20
14	第1条第1項の「支払承諾」には、具体的にどのような取引が含まれるか→第1条第1項	21
15	第1条第1項の「外国為替」には具体的にどのような取引が含まれるか→第1条第1項	22
16	第1条第1項の「その他いっさいの取引」には、具体的にどのような取引が含まれるか→第1条第1項	23
17	譲り受けた小切手、民事保証手形、譲り受けた指名債権、取立委任を受けた手形は第1条第2項のいわゆる回り手形に含まれるか→第1条第2項	24
18	協会保証付貸付はこの取引に含まれるか→第1条	25
19	代理貸付はこの取引に含まれるか→第1条	26
第3節 適用店舗		28
20	適用店舗条項はどのような実益があるか→第13条	28
21	A社との取引が甲銀行の本店と乙支店との双方を窓口として行なわれる場合、銀行取引約定書は2通徴求する必要があるか→第13条	29

22	適用店舗条項は間接取引にも適用があるか→第13条	30
第4節 合意管轄		32
23	銀行から訴訟を起こす場合、合意管轄の定めはどのような実益があるか→第14条	32
24	仮差押・仮処分・差押に関して、合意管轄条項は有効か→第14条	33
25	貸付先から訴訟を起こす場合、合意管轄の定めはどのような実益があるか→第14条	34
26	合意管轄条項のブランク（支店）への記入上の留意事項→第14条	35

第3章 貸付金管理における問題 37

第1節 利息等の変更、損害金		37
27	当初の貸付利息の決定方法について銀行取引約定書に規定がないのはなぜか→第3条	37
28	貸付利息の決定にあたり、法令・規則等による規制にはどのようなものがあるか→第3条	38
29	銀行が利息等の変更権（第3条第1項）に基づき利上げをする場合には、貸出先の個別の同意は必要か→第3条第1項	40
30	利息等の変更権を行使できるのはどんな場合か→第3条第1項	42
31	利率変更につき貸付先、保証人、担保提供者等から異議が出た場合はどうなるか→第3条第1項・保証条項	44
32	利息等の変更権は貸付先にも認められるか。また銀行に利息等の変更につき同意義務があるか→第3条第1項	45
33	すでに徴収済みの割引料についても変更を請求できるか→第3条第1項	47

34	貸付金の期限前償還の手数料はとれるか→第7条の2第5項 ・第1項……………	48
35	損害金の割合は各行で個別に定めることとされているが、ど のようにして定められているか→第3条第2項……………	50
36	損害金の計算方法は「年365日の日割計算といたします」と なっているが、閏年についてはどうすればよいか→第3条第 2項……………	52
37	利息・割引料について損害金のような定めがないが、どうす ればよいか→第3条第2項……………	53
38	損害金年 %の空欄を補充しなかった場合どのような事態が 生ずるか→第3条第2項……………	54
第2節 増担保請求、共通担保条項……………		57
39	貸付の実行時に担保の差入れを要求する権利が銀行取引約定 書に規定されていないのはなぜか→第4条第1項……………	57
40	「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」とはどの ような事態をいうか。また誰が判定するのか→第4条第1項……	58
41	増担保請求をする場合には、銀行内の担保評価基準をあらか じめ承認させておく必要があるか→第4条第1項……………	59
42	貸付先が追加請求に応じない場合どのような対抗策があるか →第4条第1項……………	60
43	貸付先に担保解除請求権は認められるか→第4条第1項……………	60
44	共通担保条項を根拠にして抵当権を根抵当権に変更するよう 請求できるか→第4条第2項……………	62
45	各種担保において共通担保条項は第三者に対抗できるか→第 4条第2項……………	63
46	貸付先が社債を発行する場合、第4条（特に第4条第1項） は、どのような影響を与えるか→第4条第1項……………	64

第3節 危険負担，免責約款，費用負担…………… 66

- 47 貸付先から差入れを受けた銀行取引約定書を紛失してしまった。どうしたらよいか→第10条第1項…………… 66
- 48 第10条第1項の「やむをえない事情」とは具体的にはどういう場合か→第10条第1項…………… 67
- 49 手形貸付にかかる手形を紛失したので，第10条第1項の約定により手形なしで貸付金の返還請求をしたところ，貸付先から，銀行が除権判決を受けるまで支払を留保したいとの申出があった。いかに対処するか→第10条第1項…………… 69
- 50 割引手形を紛失してしまった。紛失の原因が銀行の過失に基づいた場合と基づかない場合のそれぞれにおける対処策はどうか→第10条第1項…………… 70
- 51 第10条第1項により銀行が帳簿により貸付金の返済を請求した場合，貸付先は異議を申し立てることができるか→第10条第1項…………… 71
- 52 支払人口手形（第三者との取引で取得した手形）を，やむをえない事情で紛失してしまった場合に，第10条第1項の適用はあるか→第10条第1項…………… 72
- 53 担保有価証券をやむをえない事情により喪失した場合，銀行は公示催告により除権判決を受ける義務はあるか→第10条第2項・第5項…………… 73
- 54 割引手形または担保手形として無効手形を取得してしまった場合，どのような対処策が考えられるか→第10条第3項…………… 74
- 55 取得した割引手形の権利保全手続を怠ったことにより，手形上の権利が消滅した場合どう対処するか→第10条第3項…………… 75
- 56 支払人口手形（第三者との取引で取得した手形）についても第10条第3項の適用はあるか→第10条第3項…………… 77
- 57 印鑑照合による免責約款の適用される取引にはどのようなも

のがあるか→第10条第4項	78
58 印鑑照合にあたっての注意義務の程度はどのように考えれば よいか→第10条第4項	80
59 相続届その他各種変更届について免責約款の適用があるか→ 第10条第4項	80
60 第10条第5項により貸付先が負担する費用にはどのようなも のがあるか→第10条第5項	81
61 貸付に関連する費用のうちどの範囲のものが貸付先の負担と なるか→第10条第5項	83
62 銀行が行なった訴訟の費用（弁護士費用を含む）は貸付先の負 担となるか→第10条第5項	84
第4節 届出事項の変更、みなし送達	86
63 変更があった場合に届け出なければならない事項は何か→第 11条第1項	86
64 変更届の方法・手段にきまりはあるか。口頭でなされた変更 届は有効か→第11条第1項	87
65 いわゆる「みなし到達」を取引先に主張できるようにするに は、どのような手段を講じておくべきか→第11条第2項	88
66 取引先が届出事項の変更の届出を怠った場合、期限の利益を 喪失するか→第11条第1項・第5条第1項第4号・第5条第 2項第3号	89
67 取引先の責に帰しえない事情で届出がなかった場合にも、 「みなし到達」の適用はあるか→第11条第2項	90
68 みなし到達により期限の利益を喪失させたことを第三者に対 抗できるか→第11条第2項	91
69 みなし到達による相殺通知の効果を第三者に対抗することは できるか→第11条第2項	92

第5節 報告・調査..... 94

- 70 銀行はいつでも財産、経営、業況について報告または銀行の調査に対する協力を請求できるか→第12条第1項..... 94
- 71 貸付先が銀行の調査に協力しなかった場合の対処策はどうか→第12条・第5条第2項第3号..... 95
- 72 貸付先に財産、経営、業況について報告義務が生じるのはどんな場合か。また、どの程度の内容を報告しなければならないか→第12条第2項..... 96

第6節 期限の利益喪失..... 97

I 総 論

- 73 期限の利益喪失条項はなぜ必要か→第5条..... 97
- 74 期限の利益の当然喪失条項と請求喪失条項とではどのような効果の違いがあるか→第5条..... 98
- 75 期限の利益を喪失させた場合、銀行は取引先に対してどのような請求権を有するか→第5条..... 99
- 76 期限の利益喪失条項は、第三者にすべて対抗できるか→第5条...100
- 77 改正前の銀行取引約定書と改正後の銀行取引約定書の期限の利益喪失条項に相違点はあるか。あるとすればどのような理由で、どう改正されたのか→第5条.....102
- 78 喪失した期限の利益を復活することができるか。できるとすればどうすればよいか→第5条.....103
- 79 差押により期限の利益を喪失した貸付先に対し新規貸付を行った場合でも、既存貸付金については預金の差押債権者に対して相殺をもって対抗できるか→第5条・第7条.....105
- 80 当然喪失事由あるいは請求喪失事由が発生した場合、手形貸付についてどのように処理するか→第5条.....106
- 81 当然喪失事由あるいは請求喪失事由が発生した場合、証書貸

付についてどのように処理するか→第5条	108
82 当然喪失事由あるいは請求喪失事由が発生した場合、当座貸越についてどのように処理するか→第5条	111
83 当然喪失事由あるいは請求喪失事由が発生した場合、支払承諾についてどのように処理するか→第5条	113
84 当然喪失事由あるいは請求喪失事由が発生した場合、消費者ローンについてどのように処理するか→第5条	116
85 当然喪失事由あるいは請求喪失事由が発生した場合、貸付有価証券についてどのように処理するか→第5条	119
II 各 論	121
86 支払の停止とはどういうものか。その事実の確認と立証方法はどうか→第5条第1項第1号	121
87 保証人が支払停止した場合どうなるか→第5条第2項第4号	123
88 破産とはどういうものか。その申立があったときの確認方法は何か→第5条第1項第1号	124
89 和議とはどういうものか。その開始申立があったときの確認方法は何か→第5条第1項第1号	125
90 会社更生とはどういうものか。その手続開始申立があったときの確認方法は何か→第5条第1項第1号	126
91 会社整理とはどういうものか。その開始申立があったときの確認方法は何か→第5条第1項第1号	128
92 特別清算とはどういうものか。その開始申立があったときの確認方法は何か→第5条第1項第1号	129
93 和議を除いて法定整理手続に関し第三者から申立がある場合と、本人申立の場合とで、実務上相違はないか→第5条第1項第1号	130
94 手形交換所の取引停止処分とはどういうものか。その確認方法は何か→第5条第1項第2号	131
95 仮差押命令、保全差押命令、差押命令とはどういうものか。	